

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	公益社団法人 飯塚市シルバー人材センター
主たる事務所の所在地	〒820-0071 飯塚市忠隈382番地9
代表者(職名・氏名)	理事長 伊藤 英昭
設 立 年 月 日	昭和62年3月27日
電 話 番 号	0948-28-1212

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	公益社団法人 飯塚市シルバー人材センター	
サービスの種類	訪問型サービスA1・A2	
事業所の所在地	〒820-0071 飯塚市忠隈382番地9	
電 話 番 号	0948-28-1212	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	40A1800010
管理者の氏名	上浦 美穂	
事業の実施地域	飯塚市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問型サービスA1・A2を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービスA1・A2は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月29日から1月3日)
-----	--

	を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、可能な曜日を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人、 非常勤 1人
会 員	常勤 0人、 登録会員9人(増減有)

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1)基準緩和型訪問サービスの利用料

サービス名称	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスA1	2,399円	240円	480円	720円
訪問型サービスA2	2,399円	240円	480円	720円

(2)支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、領収日に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
集 金	サービスを利用した月の翌月の15日前後に(祝休日の以外の平日) センターの会員が、連絡後、利用料の徴収に伺います。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及

氏 名 _____ 印 _____